動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行について

環自総発第 120521001 号 平成 2 4 年 5 月 2 1 日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事・指定都市・中核市の長あて

平成 24 年 1 月 20 日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。)及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件(平成 24 年 1 月環境省告示第 4 号。以下「改正細目」という。)が公布されたところであり、本改正事項については、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(平成 24 年 4 月 17 日付け環自総発第 120417001 号環境省自然環境局長通知)において、その改正等の趣旨、内容等を示したが、今般、成猫(生後 1 年以上のねこのことをいう。以下同じ。)の展示に関する経過措置を設けるため、改正省令の一部を改正する「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成 24 年環境省令第 13 号)」及び改正細目の一部を改正する「動物取業者が遵守すべき動物の管理の方法等の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件の一部を改正する件(平成 24 年 5 月環境省告示第 83 号)」が平成 24 年 5 月 21 日に公布・施行されたところである。

改正省令等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、 本省令等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

第1 制定の趣旨

販売業者、貸出業者及び展示業者において、午後8時から午後10時までの間に、成猫を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合について、夜間展示規制(犬又はねこの午後8時から午前8時まで(以下「夜間」という。)の展示禁止等)に係る所要の経過措置を設けるものであること。

第2 改正の内容等

1 経過措置の対象

販売業者、貸出業者及び展示業者が行う展示のうち、午後8時から午後10時まで

の間に、成猫を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で行う展示を 対象とする。

この場合において、「休息できる設備」とは、顧客等との接触や照明・音響にさら されている状態を避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備 を指し、「自由に移動できる状態で行う展示」とは、このような場所又は設備に成猫 が自由に移動し、休息がとれるような状態が確保されている展示を指す。

2 経過措置の内容及び期間

経過措置の期間は、改正省令等の施行の日(平成 24 年 6 月 1 日)から 2 年間とする。この期間中に 1 に掲げる展示を行う場合においては、改正省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号)第 3 条第 2 項第 9 号(夜間の営業を行う場合に、夜間に顧客等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入らないための措置が講じられた飼養施設の設置)及び第 8 条第 4 号(夜間の展示禁止)並びに改正細目による改正後の動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成 18 年 1 月環境省告示第 20 号)第 5 条第 1 号ヌ(夜間営業を行う場合に、夜間に顧客等が飼養施設内に立ち入らないようにするための措置)及び第 5 条第 5 号イ(夜間に顧客等が犬又はねこに接触すること等の禁止)の規定は、1 の対象となる成猫については適用しない。

なお、この場合においても、大及び生後1年未満のねこについては、上記規制の対象となる。

3 施行期日

改正省令の一部を改正する省令及び改正細目の一部を改正する件の施行期日は、公布の日(平成24年5月21日)とする。なお、改正省令及び改正告示は、同日をもって、一部が改正された上で、同年6月1日から施行される。